# サービス付き高齢者向け住宅事業の変更届について

登録事業者は、サービス付き高齢者向け住宅の登録事項に変更があったとき、又は登録申請書の添付書類の記載事項に変更があった時は、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出ることになっております。(高齢者住まい法第9条)

下記を参考に変更届の提出を行ってください。

記

# 事業者 変更届作成(1部)

#### (1)変更届

登録申請と同様、インターネット上「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」 にある「登録システム」で作成してください。

※添付書類の記載事項の変更のみの場合は参考様式を使用して作成してください。

### 【手順】

- ①登録システムヘログイン
- ・「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」で「事業者の方へ」のページの「登録事項の変更・登録の更新(5年更新)について」(https://www.satsuki-jutaku.jp/modify.html)に「登録システム・ログイン画面」があります。
- ・「登録システムのログイン画面」から、既に登録が完了している物件のログイン ID (メールアドレス) とパスワードを入力してください。
- ②登録事項の変更及び変更届出書作成
- ・登録事項を変更し、変更届出書を作成・印刷してください。
- ・「登録事項の変更・登録の更新(5年更新)について」に「変更届出書・更新申請書作成マニュアル」の掲載がありますので参考にしてください。

#### (2)添付書類

登録申請(又は前回までの変更届)の添付書類の記載事項に変更があった場合は、変 更後の書類を提出してください。変更のない書類の提出は不要です。

### 事 業 者 | 提出(郵送可) ※届出の手数料は不要です。

【提出先】〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県住宅課民間住宅支援班

#### 県 変更登録

- ・届出内容を審査後、登録情報の変更登録を行い公開します。 (書類不備等があった場合は、審査時点で事業者に連絡します。)
- 変更登録後、事業者への通知は行っておりません。

#### 問い合わせ先

山口県土木建築部住宅課民間住宅支援班 TEL: 083-933-3883 FAX: 083-933-3899